

【令和9年度版】雲南市立幼稚園・認定こども園 (幼稚園利用) 入園申込みの手引き

【入園申込み受付日程】

入園希望月		申込受付期間	結果通知予定
令和9年	4月	令和8年12月1日(火)～ 令和8年12月17日(木)	1月中旬
	5月～12月	原則、入園希望月の前月15日	毎月20日以降
令和10年	1月～3月		

※受付締切日を過ぎた申込みや希望内容の変更がある場合、入園月が遅くなる場合があります。

※令和8年度休園(所)中の幼稚園等についても、入園申込みができます。

【入園申込書提出先】

- 新規入園の場合・・・こども政策課、総合センター市民福祉課(市民サポート課)
- 市外幼稚園等入園の場合・・・こども政策課

【入園申込受付期間】

8:30～17:15(土曜日、日曜日、祝日、12/29から1/3を除く)

【お問い合わせ】 雲南市こども政策局こども政策課 0854-40-1044

幼稚園等一覧	電話番号
寺領幼稚園	(令和8年度休園中) こども政策課 0854-40-1044
認定こども園大東こども園(幼稚園利用)	0854-43-2710
認定こども園西こども園(幼稚園利用)	0854-43-6005
認定こども園海潮こども園(幼稚園利用)	0854-43-2298
認定こども園加茂こども園(幼稚園利用)	0854-49-6760
認定こども園木次こども園(幼稚園利用)	0854-42-2173
認定こども園斐伊こども園(幼稚園利用)	0854-42-2130
認定こども園三刀屋こども園(幼稚園利用)	0854-45-2168
認定こども園吉田保育所(幼稚園利用)	(令和8年度休所中) こども政策課 0854-40-1044
認定こども園田井保育所(幼稚園利用)	0854-75-0201
認定こども園掛合保育所(幼稚園利用)	0854-62-9900

《認定こども園の保育所利用について》

保育を必要とする事由があり、認定こども園の保育所利用を希望される場合は、認可保育所・認定こども園(保育所利用)の新規申込みの手続きが必要となります(【令和9年度版】認可保育所・認定こども園(保育所利用)入所申込みの手引き参照)。

【目次】

I. 子どものための教育・保育給付認定について	P. 2
-------------------------	------

II. 入園申込みについて

1. 入園の要件	P. 3
2. 提出書類	P. 3
3. 入園申込みの注意点	P. 3
4. 市外の幼稚園等への申込み（広域入園）	P. 4
5. その他	P. 4

III. 申込み後の（内定・入園後）内容変更等について

1. 申込みの内容に変更があった場合	P. 4
2. 年度途中の退園	P. 4
3. 年度途中の転園	P. 5
4. 年度途中の認定こども園の転籍	P. 5
5. 市外へ転出する場合	P. 5

IV. 保育料について

1. 保育料	P. 5
2. 副食費（おかず代）の無料化	P. 5

V. 預かり保育について

1. 預かり保育の概要	P. 6
2. 預かり保育の無償化	P. 7

IV. 雲南市内幼稚園等概要一覧（幼稚園利用）	P. 9
-------------------------	------

I. 子どものための教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援新制度による給付を受ける幼稚園等に新規入園するためには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

※満3歳以上で幼稚園等の教育を希望される場合は、1号認定（教育標準時間）となります。

教育・保育給付認定区分

認定区分	1号認定 （教育認定）	2号認定 （保育認定）	3号認定 （保育認定）
対象年齢	3歳以上	3歳以上	3歳未満
保育を必要とする事由	不要	必要	
保育時間 （保育必要量）	教育標準時間 4時間	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	
利用できる施設	幼稚園 認定こども園（幼稚園利用）	認可保育所 認定こども園（保育所利用）	

Ⅱ. 入園申込みについて

1. 入園の要件

■雲南市に住民登録していること（転入予定の場合でも申込みできます）。

■満3歳（令和9年4月1日現在）以上の子どもであること。

生年月日	保育年齢
令和 3年4月2日生 ～ 令和 4年4月1日生	5歳児
令和 4年4月2日生 ～ 令和 5年4月1日生	4歳児
令和 5年4月2日生 ～ 令和 6年4月1日生	3歳児

2. 提出書類

以下の（１）の書類に加え、（２）を必要に応じご提出ください。

（１）「子どものための教育・保育給付認定申請書

兼 令和9年度幼稚園・保育所・認定こども園入園（所）申込書」

- ・入園児童1人につき1枚提出してください。
- ・幼稚園等での集団生活・日常生活において配慮を要する（食事、健康状態、障がいの内容等）場合は、事前に幼稚園等へご相談ください。
- ・新規申込みの場合で保護者が雲南市民でない場合などは、保護者（父母）及び入園対象児の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

（２）市区町村民税課税証明書（写し可）

または市区町村から送付される市区町村民税決定通知書（写し）

雲南市以外で市区町村民税を課税されている保護者（父母）の方は、副食費徴収免除確認のため、個人番号（マイナンバー）による税照会ができない場合に提出をお願いする場合があります。

入園月	必要な「課税証明書」または「市区町村民税決定通知書（写）」	取得（交付）先
令和9年4・5月	令和8年度分 ※後日、令和9年度分が必要です。	1月1日現在の住所地 の市区役所・町村役場
令和9年6～8月	令和8年度分および令和9年度分	
令和9年9月以降	令和9年度分	

※申込みに必要な書類は、雲南市ホームページ（<http://www.city.unnan.shimane.jp/>）から閲覧、ダウンロードができます。

※マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請により申込みができます。詳しくはマイナポータル（<https://myna.go.jp/>）へログインし、雲南市の手続き検索一覧から「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込（幼稚園利用）」を選択してください。

※電子申請による申込みは、全国統一の書式を用いることから、一部提出する書類が異なりますのでご注意ください。

3. 入園申込みの注意点

■入所申込みに必要な書類の記入例や注意事項をよく確認の上、記入してください。

※書類に不備や不足がある場合は、必要な書類が全て揃うまで受理しません。

- 書類に虚偽の記載があるとわかった場合、入園内定及び決定を取り消す場合があります。
- 新規申込みの方で保護者が雲南市民でない方などは、個人番号（マイナンバー）を確認できるものを持参してください。
- 年度内の転園は、困難な場合もありますので、教育方針、送迎距離などをよく検討した上でお申込みください。

4. 市外の幼稚園等への申込み（広域入園）

里帰り出産や保護者の勤務先の都合などにより住所地以外の市町村の幼稚園等に入園することを「広域入園」といいます。広域入園の申込みは以下のとおりです。

（１）雲南市在住で雲南市外の幼稚園等を希望する場合

- 申込み先：こども政策課
- 必要書類：雲南市の様式
- 申込締切：幼稚園等のある市町村が定める申込み期限

（２）雲南市外在住で雲南市の幼稚園等を希望する場合

- 申込み先：お住いの市町村
- 必要書類：お住いの市町村が定める様式
- 申込締切：雲南市が定める申込み期限

【注意】

市町村によっては、「広域入園」を実施していないところもあるので、お住いの市町村にあらかじめご確認ください。

5. その他

寺領幼稚園の入園を希望される場合

- 寺領幼稚園の入園を希望される方は、保育所の申込み（新規・継続ともに）をしたまま寺領幼稚園への入園を申し込むことができます。（保育所の申込みを取り下げる必要はありません。）
- 寺領幼稚園の入園を希望される方で、保育所の新規申込みをされる場合は、「子どものための教育・保育給付認定申請書兼令和9年度幼稚園・保育所・認定こども園入園（所）申込書」を兼ねることができます。

Ⅲ. 申込み後の（内定・入園後）内容変更等について

1. 申込みの内容に変更があった場合

- 入園申込み後、または幼稚園等内定・入園後に記載内容に変更があった場合は、手続きが必要です。こども政策課または各総合センターにて手続きを行ってください。
（例） ・住所・電話番号などの連絡先の変更
・市区町村民税の課税額の変更
・申込みの取下げ、内定の辞退
・入園希望幼稚園等の変更 等
- 正当な理由なく、変更手続きをされない場合は、内定・入園決定を取り消す場合があります。

2. 年度途中の退園

- ご都合により、幼稚園等を退園する場合は「退園届」を提出してください。

3. 年度途中の転園

- 年度途中に転園を希望される場合は、こども政策課までお問い合わせください。

4. 年度途中の認定こども園の転籍

- 同一認定こども園の中で、「幼稚園利用から保育所利用」、「保育所利用から幼稚園利用」に変えることができます。
- 保護者の就労状況等が変わり、「保育を必要とする事由」に該当した場合、または該当しなくなった場合は、次の手続きにより転籍できます。
※施設の入園状況により転籍できない場合もあります。

（１）保育所利用へ変更する場合…「保育を必要とする事由」に該当する場合

- ・認可保育所・認定こども園（保育所利用）の新規申込みと同様の手続きで、認定こども園（保育所利用）として申込みできます。
- ・利用時間は保育時間になります。（P2 教育・保育給付認定区分参照）
- ・必要書類の提出期限は、認可保育所・認定こども園（保育所利用）の新規申込みと同様です。

（２）幼稚園利用へ変更する場合…「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合

- ・幼稚園利用の手続きを行うことで、引き続き同じ施設を利用することができます。
- ・利用時間は教育時間になります。（基本的に 8:30-14:00）
- ・「預かり保育」を利用することができます。（P6≪預かり保育の概要≫参照）
- ・幼稚園利用の手続きがない場合、退園になります。

5. 市外へ転出する場合

- 市外へ転出する場合は、幼稚園等は退園になります。
- 利用中の幼稚園等を引き続き利用する場合は、「広域入園」の手続きが必要になります。
4ページをご覧ください。
- 市町村によっては、「広域入園」を実施していないところもありますので、転出先の市町村にあらかじめご確認ください。

IV. 保育料について

1. 保育料

- 令和元年 10 月 1 日より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。これに伴い、幼稚園・認定こども園の保育料は無料となりました。
- 幼稚園等では、保護者会費や主食費（ご飯代）・副食費（おかず代）、教材費等の負担（実費負担）が必要になります。詳細は各幼稚園等にお問合せください。

2. 副食費（おかず代）の無料化

雲南市では、子育て世帯の経済的負担の軽減、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、独自制度により、雲南市に住所を有している方を対象に3歳児以上の全てのお子さんの副食費を無料としています。

市内の認可保育施設をご利用の方	請求しません。
市内の認可外施設、または市外施設をご利用の方	ご利用の施設から請求があるので納付をお願いします。 雲南市に所定の手続きを行うと、月額上限 5,100 円にて保護者へ還付します。

副食費の請求方法

- ・「雲南市保育所等副食費無償化事業補助金交付申請書」
 - ・「雲南市保育所等副食費無償化事業補助金交付請求書」
 - ・「副食費の領収書等、金額の分かるもの」
- 以上の3点を雲南市へ提出してください。

V. 預かり保育について

1. 預かり保育の概要

※変更となる場合があります。

	大東こども園、三刀屋こども園 西こども園、海潮こども園 加茂こども園、木次こども園 斐伊こども園、吉田保育所 田井保育所、掛合保育所	寺領幼稚園
預かり時間	・通常保育日 14:00—18:00 ・夏季・冬季・学年末休業日 8:00—18:00	・通常保育日 14:00—17:00 ・夏季・冬季・学年末休業日 8:30—17:00
利 用 料	・通常保育日 600 円/日 ・夏季・冬季・学年末休業日 1,300 円/日 ※8:00-12:00 は、 3 時間以内 450 円/1 回 3 時間超 600 円/1 回	・通常保育日 450 円/日 ・夏季・冬季・学年末休業日 1,100 円/日 ※8:30-12:00 は、 3 時間以内 450 円/1 回 3 時間超 520 円/1 回
対 象 児	自園の幼稚園利用児	自園在籍児
実 施 日	通常保育日（月～金） 夏季休業日、冬季休業 学年末休業日	通常保育日（月～金） 夏季休業日（8/13～8/15 除く）、冬季休業 学年末休業日
利 用 日 数	最大 12 日/月	制限なし
利 用 定 員	実施園の状況による	左記に同じ
申 込 締 切	利用する日の 5 日前まで	左記に同じ
申 込 書 類	在籍園に提出	左記に同じ

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の場合、昼食（弁当）を持ってくるください。 ・園行事等により利用できない日があります。 	左記に同じ
-------	--	-------

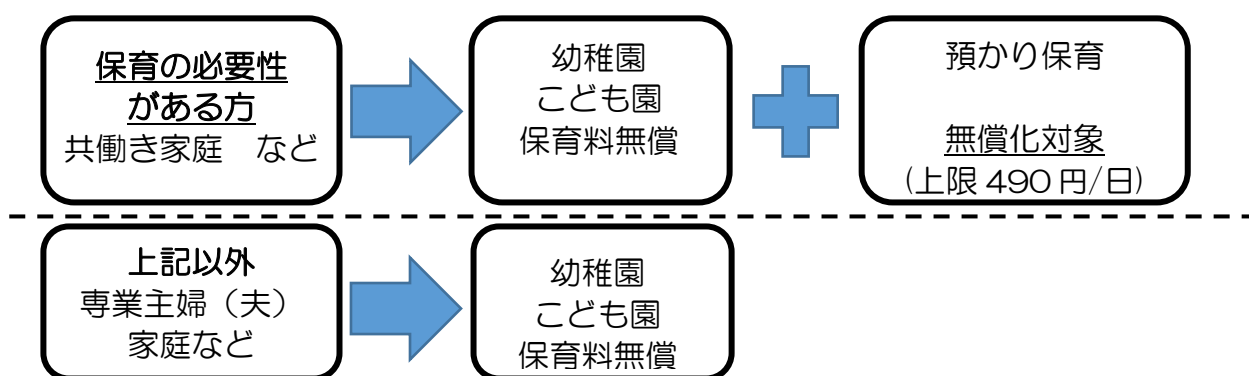
2. 預かり保育の無償化

令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園籍の入園対象児の保護者で、共働き世帯など保育所の入所要件と同様な状況にある方（＝保育の必要性がある方）については、施設等利用給付の認定を受けると幼稚園等で実施している預かり保育事業について、490 円／日を上限に無償化の対象となります。（保育を必要とする事由については 8 ページをご覧ください。）

該当する方は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」に添付書類（8 ページをご覧ください）を添えて申請してください。

※認定開始日を遡及（遡っての認定）することはできません。

（幼稚園籍）無償化イメージ図



例）平 日：幼稚園・こども園預かり保育

長期休業：こども園預かり保育

をそれぞれ利用した場合の算定イメージ

	日 額	利用日数	利用料（月額）	無償化対象	実質負担額
平 日 （幼稚園）	450 円	10 日	450 円×10 日＝ 4,500 円	450 円×10 日＝ 4,500 円	4,500 円－4,500 円＝ 0 円
平日 （こども園）	600 円	10 日	600 円×10 日＝ 6,000 円	490 円×10 日＝ 4,900 円	6,000 円－4,900 円＝ 1,100 円
長期休業 （幼稚園）	1,100 円	10 日	1,100 円×10 日＝ 11,000 円	490 円×10 日＝ 4,900 円	11,000 円－4,900 円＝ 6,100 円
長期休業 （こども園）	1,300 円	10 日	1,300 円×10 日＝ 13,000 円	490 円×10 日＝ 4,900 円	13,000 円－4,900 円＝ 8,100 円

◆認定申請に必要な書類一覧※世帯につき、原本 1 枚が必要です。

No.	保育を必要とする事由等	書類 ★印は雲南市所定様式	備考
1	就労（月 48 時間以上）	★就労証明書 ※自営業・農業の場合は、別途そのことを証明する書類（確定申告書、営業許可書、出荷伝票の写し等）	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時に就労「内定」の場合は、就労開始後、就労証明書を提出してください。 ・証明日から 3 か月を経過した証明書は受理できません。
2	妊娠・出産（産前・産後） ※期間中のみ認定	★保育を必要とする事由申立書 ・母子健康手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳は表紙及び出産予定日が分かるページの写しを提出してください。
3	疾病・負傷・障がい	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 または ・各種障害者手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の意見書は、入院期間または療養期間が記載された医師の証明が必要です。 ・各種障害者手帳は等級などが分かるよう写しを取ってください。
4	親族の介護・看護	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 および ・各種障害者手帳・介護保険被保険者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証は要介護度や認定期間が分かるよう写しを取ってください。
5	災害復旧	★保育を必要とする事由申立書 ・り災証明書（自治体発行）	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の発行については税務課にお尋ねください。
6	求職活動 ※就労を開始すれば継続で認定 ※認定期間：90日を経過する日の月末まで	★保育を必要とする事由申立書 ・ハローワーク受付票 または 求職活動を証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動から就労に変更して継続して認定する場合は就労開始後に就労証明書を提出してください。 ※求職活動で認定の場合は、認定期間満了日の 20 日前までに就労証明書を提出してください。
7	就学・職業訓練	★保育を必要とする事由申立書 ・学生証の写しや在学証明書、または職業訓練を受講していることが分かる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前に申込みする場合は、合格通知書の写しを提出し、就学後に在学証明書を提出してください。 ・職業訓練受講の場合は、受講期間及び受講時間が分かるものを併せて提出してください。
8	育児休業中の継続利用 ※育児休業取得対象のお子さんが満 2 歳に達する月末まで	★就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取得する前から就労により認定を受けている児童の申請のみです。 ・育児休業期間記載のものを提出してください。 ・職場復帰後は、職場復帰後の就労証明書を提出してください。

Ⅳ. 雲南市内幼稚園等概要一覧（幼稚園利用）

※預かり保育については変更となる場合があります。

地域名	施設名	住所	☎	利用時間 (月～金)	利用定員	預かり保育 (幼稚園利用児対象)	
						通常保育日 14:00-18:00	長期休業中 8:00-18:00
大 東	大東こども園	大東町田中 50-1	43-2710	8:30～14:00 ※1	25	○	○
	西こども園	大東町仁和寺 2435-11	43-6005		30	○	○
	海潮こども園	大東町南村 196	43-2298		15	○	○
加 茂	加茂こども園	加茂町宇治 238	49-6760		15	○	○
木 次	木次こども園	木次町新市 53	42-2173		20	○	○
	斐伊こども園	木次町里方 1064	42-2130		30	○	○
	寺領幼稚園	木次町寺領 612	42-0870 (休園中)		25	○ ※2	○ ※3
三刀屋	三刀屋こども園	三刀屋町給下 750-2	45-2168		25	○	○
吉 田	吉田保育所	吉田町吉田 2664	74-0330 (休所中)		5	○	○
	田井保育所	吉田町深野 244-4	75-0201		5	○	○
掛 合	掛合保育所	掛合町掛合 2149-2	62-9900		10	○	○

※1 施設により異なる場合があります。各施設へお問い合わせください。

※2 寺領幼稚園の通常保育日の預かり保育時間は 14:00～17:00 となります。

※3 寺領幼稚園の長期休業中の預かり保育時間は 8:30～17:00 となります。